

介護サービス施設・事業所 御中

兵庫県福祉部高齢政策課長

令和5年度介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業
（コンサル補助金）の実施について（通知）

平素は、兵庫県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。
さて、介護サービス事業所での介護業務における生産性の向上を図るため、別添「兵庫県介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業実施要綱」に基づき、標記事業を実施します。

については、本事業の実施を希望する場合、下記により申請をお願いします。

記

- 1 対象施設及び補助予定施設数
介護サービス事業所 4施設

- 2 対象となる事業内容

職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する第三者（以下「業務改善支援事業者」とする。）の支援を受けて行う、介護サービス事業所における業務上の課題抽出作業から改善方針の検討、改善活動の評価といった一連の取組み

- 3 補助対象経費及び補助基準額等

補助対象経費	職場環境の改善等に係る知識、経験を有する第三者から業務改善の取組みの支援を受けるための費用（コンサルティング経費） ※ 消費税は除く
補助基準額	1事業所当たりの補助対象経費の額の1/2と補助上限額（上限30万円）を比較していずれか低い額

- 4 申請要件

今年度より本県が実施する介護ロボット導入支援研修（基礎編）を受講することを本事業の申請要件としています。本研修では、介護現場での生産性向上の取組みが必要とされる背景等について動画で解説します。オンデマンド形式で配信するので、都合に応じて任意の時間に視聴可能です。

介護ロボット導入支援研修（基礎編）に関する詳細及び申込先は、県HPをご確認ください。

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigorobotkenshu.html>

5 提出書類

- (1) 生産性向上支援事業交付申請書（業務改善支援実施計画書）
- (2) 見積書等、費用が確認できる書類（2者以上）

6 提出方法

5（1）は、電子データ（Excel形式）を電子メールにより提出してください。

5（2）については、原本をスキャンして電子データ（PDF形式）化したものを電子メールにより提出してください。

7 提出先

メールアドレス：hojokin-koureiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

※ 件名は「介護業務における生産性向上支援事業申請【施設名】」としてください。

8 提出期限

令和5年10月10日（火）17時まで

9 その他

- (1) 本事業の申請に当たり、事業実施の必要性等について事業所内で十分に検討してください。
- (2) 過去に本事業の補助を受けたことがある事業所は申請できません。
- (3) 業務改善支援事業者は、補助対象事業者として個別の委託契約先となった介護サービス事業所に対しては、「介護業務における労働環境改善支援事業」及び「在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業」における補助対象機器等の購入先となることはできません。
- (4) 業務改善支援事業者に本事業を申請する法人の役員が在職している場合、本事業は申請できません。
- (5) 業務改善支援事業者と委託契約は、交付決定通知日以降に行ってください。

【問合せ先】

福祉部高齢政策課介護基盤整備班（担当：高橋）

TEL 078-341-7711（内線 2945）

FAX 078-362-9470